

平成23年 第5回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成23年3月24日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

平成23年3月24日

東京都教育委員会第5回定例会

〈議 題〉

1 議 案

- 第32号議案 平成22年度東京都指定文化財の指定等について
- 第33号議案 平成23年度使用都立特別支援学校（小・中学部）用教科書及び都立高等学校用教科書の採択について
- 第34号議案 平成23年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項について
- 第35号議案 平成23年度東京都教科用図書選定審議会委員の任命及び委嘱について
- 第36号議案 東京都教育委員会事務局職員の懲戒処分等について
- 第37号議案から
第41号議案まで 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について
- 第42号議案 平成23年度東京都公立学校長及び副校長の人事異動について

2 報 告 事 項

- (1) 平成22年度小1問題・中1ギャップの実態調査について
- (2) 小1問題・中1ギャップの予防・解決のための「教員加配に関わる効果検証」に関する調査の結果について
- (3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について
- (4) 東京都教育委員会事務局職員の懲戒処分等について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
	(欠席)
委員	瀬古 利彦
委員	大原 正行

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	大原 正行
	次長	松田 芳和
	理事	岩佐 哲男
	総務部長	庄司 貞夫
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	松山 英幸
	指導部長	高野 敬三
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	谷島 明彦
	教育政策担当部長	中島 毅
	特別支援教育推進担当部長	前田 哲
	人事企画担当部長	高畑 崇久
(書記)	総務部教育政策課長	黒田 浩利

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成23年第5回定例会を開会いたします。

本日は、竹花委員から御都合により御欠席との届出をいただいております。

取材・傍聴関係でございます。報道関係からの取材・傍聴の申込みはございません。個人は、1名から取材・傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可いたします。入室していただいでください。

なお、高坂委員でございますが、平成23年3月10日の第4回教育委員会定例会において、本人から、財団法人日本漢字能力検定協会の理事長を拝命し、今後、理事長職に専念するため教育委員を辞職したいという申し出があり、都教育委員会としては、辞職について同意をいたしました。その後、その日のうちに石原知事とお会いになり、知事の同意も得たと教育長から報告を受けております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により、高坂委員は3月10日付けで退任となりましたので、御了承いただきたいと存じます。

会議録署名人

【委員長】 本日の会議録署名人は、瀬古委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 2月10日開催の前々回第3回定例会会議録につきましては、先日お配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——それでは、第3回定例会の会議録については御承認いただきました。

前回3月10日開催の第4回定例会会議録を机上に配付しておりますので、次回まで

に御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第35号議案から第42号議案まで並びに報告事項（3）及び（4）につきましては、人事等に関する案件ですので非公開にしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第32号議案 平成22年度東京都指定文化財の指定等について

【委員長】 第32号議案、平成22年度東京都指定文化財の指定等について、説明を、地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 第32号議案、平成22年度東京都指定文化財の指定等について御説明します。

本件は、平成22年12月16日の教育委員会定例会において、文化財保護審議会への諮問についてお諮りをし、その後、文化財保護審議会から答申がございましたので、改めて東京都指定文化財として指定を行うものです。内容は平成22年12月16日に御説明した内容と同様ですので、簡単に御説明します。

文化財等指定説明書という冊子に写真等がございますので、御覧ください。

文化財等指定説明書の19ページを御覧ください。

東京都指定有形文化財（建造物）候補「旧李王家東京邸」は、朝鮮半島の最後の王朝である李王家の東京邸として、宮内省内匠寮の設計により昭和5年に竣工した洋風建築です。現在は、赤坂プリンスホテルの旧館として使用されております。外観はチューダー様式を基調とし、室内各室には多様かつ洗練された意匠が取り入れられております。20ページ以降に、室内それぞれの写真を掲載しておりますが、非常に多様な内装となっております。24ページの写真にはステンドグラスなどもあり、中は非常に楽しめる空間となっております。昭和初期の皇室の邸宅建築として歴史的意義が高いことから、今回、文化財として指定したいと考えております。

文化財等指定説明書の32ページを御覧ください。

東京都指定有形文化財（考古資料）候補「柴又八幡神社古墳出土埴輪」は、帝釈天の筋向かいに当たる葛飾区柴又八幡神社にある古墳から出土した埴輪です。ほとんどが原形に近い、かなりしっかりとした形で出土されております。1番や5番の埴輪などは、帽子を被ったように見えることから、通称「^{とら}寅さん埴輪」と呼ばれるなど、かなり親しまれております。今回、都の文化財として指定したいと考えております。

文化財等指定説明書の42ページを御覧ください。

東京都指定無形民俗文化財（民俗芸能）候補「青ヶ島の島踊り」です。青ヶ島は本土から370キロぐらい離れた絶海の孤島ですが、本土から様々な形で伝えられた歌に踊りがついて、島独自の形に変化しながら伝えられてきました。歌詞を御覧いただきますと、五・七や七・七の句に「ア シッコウ」という合いの手を入れるなど、腕をくねらせて踊るのが特徴です。8月の盆踊りや9月の月見踊りなどで村人達に唄い継がれています。都の文化財として指定し、保存をしたいと考えております。

文化財等指定説明書の66ページを御覧ください。

東京都指定史跡候補「多紀家墓所」は、幕府の医官の要職を歴任した多紀家一族の墓で、整然と配列されております。幕府医官の家の墓所がこのような形でしっかり残っていることは極めて貴重であり、今回、旧跡から史跡に指定の変更をしたいと考えております。

なお、旧跡と史跡について分かりやすく申しますと、旧跡は伝承地に近い、言い伝えの残っている土地で、学術的な裏付けが必ずしもあるとは限りません。これを学術的な裏付けをしっかりとった上で史跡に切り換えていく方針で進めており、今回はその一環です。

文化財等指定説明書の76ページを御覧ください。

東京都指定史跡候補「石神井城跡」ですが、こちらも旧跡から史跡に切り換えていくというものです。中世にこの地域で勢力を持ち、豊島区の名の語源ともなった豊島氏の城館跡です。太田道灌^{かん}によって滅ぼされ、廃城となりましたが、こちらを史跡として指定し、保存したいと考えております。

文化財等指定説明書の81ページを御覧ください。

東京都指定史跡候補「本町田遺跡」ですが、こちらは指定されている範囲を拡大するという内容です。現在は、管理棟が建っている部分は文化財としての範囲に含めておりませんでした。このたび、再整備するに当たり、ここに案内所を設けるということで、この部分も指定範囲に加えたいと考えております。

なお、平成22年12月16日の教育委員会定例会の際には、もう1項目、「黄八丈染色技術」がございましたが、こちらについては、現在、技術を伝承される方と指定の方法などについて引き続き協議中で、協議が調いましたら、改めて議案として提出したいと考えております。

説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願いします。

【委員長】 ただいまの説明について、何か御質問、御意見はございますか。

【瀬古委員】 「旧李王家東京邸」はどこが所有しているのですか。

【地域教育支援部長】 現在の所有者は、プリンス系の株式会社西武プロパティーズです。

【瀬古委員】 西武が買い取ったのですか。

【地域教育支援部長】 戦後皇室から買い取りました。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

第33号議案 平成23年度使用都立特別支援学校（小・中学部）用教科書及び都立高等学校用教科書の採択について

【委員長】 第33号議案、平成23年度使用都立特別支援学校（小・中学部）用教科書及び都立高等学校用教科書の採択について、説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 第33号議案、平成23年度使用都立特別支援学校（小・中学部）用教科書及び都立高等学校用教科書の採択について御説明します。

平成23年度使用教科書の採択については、平成22年8月3日の教育委員会臨時会及び同年8月26日の第13回教育委員会定例会において御決定いただきましたが、その後、追加採択の必要が生じたため、御審議をお願いします。

「1 都立特別支援学校（小・中学部）用教科書」は、都立特別支援学校の小・中学部の弱視の児童・生徒が使用する拡大教科書です。（1）の学校教育法附則第9条の規定による教科書については、昨年、採択はしておりますが、平成22年9月以降に改めて拡大教科書が発行されましたので、追加での採択をお願いします。

別紙1を御覧ください。

平成23年度使用都立特別支援学校用（小・中学部）附則第9条図書（拡大教科書）追加採択一覧です。中学部用で4教科4種を追加採択いたします。弱視の生徒は、視覚障害特別支援学校だけではなく、肢体不自由等の特別支援学校にも在籍しておりますので、検定教科書を使用しない知的障害特別支援学校を除く全ての障害種別の学校について採択する必要があります。したがって、中学部の肢体不自由特別支援学校で使用する国語及び社会1点ずつ、視覚障害、聴覚障害及び病弱特別支援学校で使用する数学及び英語の拡大教科書について採択します。

なお、「中学校拡大教科書 新編 新しい数学1（白黒反転版）」と記載されておりますが、白黒反転版というのは、文字どおり教科書の文字を白黒反転させたもので、黒地に白抜き文字とした方が児童・生徒にとって見やすいという意見もあることから、新たに発行されたものです。

議案資料にお戻りください。

（2）の採択については、8月3日の教育委員会臨時会において、特別支援学校の拡大教科書について採択をいただいた際の採択資料に、採択後に拡大教科書が発行された場合、追加して採択すると記載されており、本教育委員会において認めていただいておりますので、それに準じて行っていきたいと考えております。

「2 都立高等学校用教科書」ですが、（1）として、対象学校数及び教科書（種目）数は、都立高等学校全日制4校4種、都立中等教育学校後期課程1校2種です。

別紙2を御覧ください。

ここに示した1から5までの都立高等学校及び都立中等教育学校において、追加採択が必要となりました。基本的には、学校における教育課程の変更に伴い、追加して教科書を採択するものです。例えば1番目の都立東高校全日制課程では、地理歴史の教科の地理Bの科目について、二宮という発行者の教科書を採択します。都立東高校

においては、平成23年度入学生から土曜授業の実施を考えており、週30時間から週32時間になります。したがって、2単位分の増加が行われるため、2単位科目であった地理Aを、4単位科目である地理Bにするという内容です。

議案資料にお戻りください。

(2)として、当該校における教科書の選定は、校長を委員長とする教科書選定委員会において教科書の選定を行い、その結果を教育庁指導部に報告いただきました。指導部において厳正に審査を行い、適正に選定されているという結果となりました。

説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願いします。

【委員長】 いかがでございましょうか。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

第34号議案 平成23年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項について

【委員長】 第34号議案、平成23年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項について、説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 第34号議案、平成23年度東京都教科用図書選定審議会の諮問事項について御説明します。

教科用図書選定審議会は、「3 諮問の根拠法令」に示したとおり、義務教育諸学校で使用する教科書の採択の適正な実施のため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、都道府県教育委員会に毎年度設置が義務付けられています。また、東京都教育委員会の任務として、区市町村教育委員会が行う教科書の採択に当たり、指導、助言又は援助を行います。その際には、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきかなければならないと法律に示されております。さらに、都立の義務教育諸学校においても、使用する教科書の採択について、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見をきくこととなっております。そのための諮問事項が三点ございます。

「1 諮問事項」の（1）として教科書の採択方針について、（2）として教科書調査研究資料について、（3）として平成24年度使用教科書採択案（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））についてです。

なお、この諮問事項の三点につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条に規定されています。

資料2枚目を御覧ください。

下段に義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条、教科書選定審議会の所掌事務を示しております。この所掌事務に基づき、三点の諮問事項の、「教科書の採択方針」、「調査研究資料」及び「採択案」を審議会に諮問します。

説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願いします。

【委員長】 いかがでございましょうか。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

報 告

（1）平成22年度小1問題・中1ギャップの実態調査について

【委員長】 報告事項（1）平成22年度小1問題・中1ギャップの実態調査について、説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 報告事項（1）平成22年度小1問題・中1ギャップの実態調査について御説明します。

平成21年11月12日の教育委員会定例会で、公立小・中学校第1学年における児童・生徒の学校生活への不適応に関わる実態調査について御報告いたしました。今般、平成22年度の小1問題・中1ギャップの実態調査を行い、その結果を取りまとめました

ので、御報告いたします。

報告資料（１）を御覧ください。

まず、１ページ目は「平成22年度 小学校第１学年の児童の適応状況調査」の結果概要です。

調査対象は都内公立小学校長です。括弧書きで、第１学年児童が在籍している全小学校は1,308校となっております。本来、学校数は1,311校ですが、３校においては第１学年児童が在籍しておりませんので、調査対象は、1,311校から３校を引いた1,308校の校長となります。

参考として、小１問題の定義は、「第１学年の学級において、入学後の落ち着かない状態がいつまでも解消されず、教師の話を聞かない、指示通りに行動しない、勝手に授業中に教室の中を立ち歩いたり教室から出ていったりするなど、授業規律が成立しない状態へと拡大し、こうした状態が数ヶ月にわたって継続する状態をいう。」というもので、この定義を基に小学校長に対して質問紙調査を行いました。

「**①** 不適応状況の発生の有無」は、小１問題の発生の有無と考えていただいてもよろしいかと思いますが、平成22年度においては、全1,308校中238校の学校、18.2パーセントで小１問題が発生していたということです。これは、おおむね５校に１校の割合となります。

参考として、平成21年度の調査についても示しておりますが、平成21年度においては23.9パーセント、つまり４校に１校の割合で小１問題が発生していましたが、今般は18.2パーセント、５校に１校となっております。

「**②** 不適応状況の発生時期と終了時期」は、238校、18.2パーセントの学校における小１問題の発生時期と終了時期を示しております。なお、下段は平成21年度の調査結果です。

平成22年度の調査で、４月に小１問題が発生しているのは238校中171校、71.8パーセントです。これは平成21年度と比較すると、平成21年度が56.9パーセントですので、14.9ポイント上回っていると読み取れると思います。５月、６月、７月、８月、９月、10月、11月と、グラフで示しているとおりです。これは、あくまでも不適応状況が発生した学校における発生時期と終了時期の割合を示しており、全体的な傾向は

平成21年度と同様ですが、4月が平成21年度調査より若干多くなっています。5月以降の発生の割合は、平成21年度調査と比べると小さくなっている点がお分かりいただけると思います。

続いて、終了時期について平成22年度調査と平成21年度調査を比較していただくと、グラフのおおよその傾向は同じですが、平成22年度調査においては、比較的早い時期に小1問題が終了しています。5月、6月、7月のパーセンテージが平成21年度調査に比べて比較的高くなっていることが読み取れると思います。

なお、平成22年度調査で、現在おさまっていない学校が56.7パーセント、238校中135校ございますが、平成22年度の調査は11月で締めております。したがって、11月以降おさまっていない学校が56.7パーセントあるということです。平成21年度の調査は年度末まで見ており、年度末まで継続というのが54.5パーセントとなっておりますが、終了時期についての区分が違いますので、一概に現在おさまっていないというものと比較することはできません。そのように御覧いただければと思います。ちなみに、平成21年度調査を仮に11月で締めた場合、不適応状況がおさまっていない、継続しているというのは、54.5パーセントではなく68.3パーセントとなります。これは単純な数の比較ではありますが、そのように読み取っていただければと思います。

資料2枚目を御覧ください。

「**3** 不適応状況が発生した小学校における第1学年学級数別学校数の割合」です。このような調査は平成21年度には実施しておりませんでした。平成22年度に新たに行いました。つまり、238校中どのような学校で発生しているのかというグラフです。第1学年が1学級の学校で発生しているのが238校中51校で、21.4パーセントでした。2学級の学校で発生しているのが238校中94校で、39.5パーセントでした。3学級の学校というのが238校中70校で、24.9パーセントでした。4学級以上の学校は21校で、8.8パーセントとなっております。

なお、参考として、平成22年度の都内公立小学校における第1学年学級数別学校数の割合、つまり公立小学校全体をとらえた場合に、第1学年で単学級校は何割あるのか、2学級の学校はどのくらいあるのかを示したグラフです。これは1,308校を母数にしておりますが、そのうちの17.8パーセント、233校が単学級校です。1,308校中

563校、43.0パーセントが2学級校です。3学級校は31.3パーセントで410校、4学級以上の学校は7.8パーセント、102校です。

このようにとらえてみますと、一概に比較して、因果関係を早急に結論付けることは難しいかと思いますが、単学級校の右と左のグラフを比較していただくと、17.8パーセントに対して21.4パーセントということで、単学級校においては不適応状況が発生している率が若干高いと読み取ることもできるかと思いますが。

「**4** 不適応状況が発生した学級の担任の教職経験年数」は、小1問題が発生した238校の学級担任の教職経験年数について調べたものです。1年目が11.8パーセント、2年目以上5年目未満が17.6パーセント、5年目以上10年目未満が17.2パーセント、10年以上20年目未満が13.9パーセント、20年目以上30年目未満が16.4パーセント、30年以上が23.1パーセントです。

参考として、都内公立小学校全てにおける第1学年の学級の担任の教職経験年数について調べたところ、1年目の教員が担任をしているのが9.5パーセント、2年目以上5年目未満が21.9パーセント、5年目以上10年目未満が18.9パーセント、10年目以上20年目未満が11.3パーセント、20年目以上30年目未満が15.8パーセント、30年以上が22.0パーセントとなっております。左右のグラフはおおむね同じような分布になっておりますが、1年目及び10年目以上20年目未満の経験年数の教員が担任する学級で、不適応状況の発生が全都の平均から見て比較的高いと読み取れます。

下段には、参考として平成21年度調査について示しております。これについても、調査を開始してまだ2年目ですので、因果関係等について早計に結論付けることは難しいと考えております。

「**5** 不適応状況が発生した学級の児童数」は、これも母数が238校ですが、20人以下が5パーセント、21～25人が12.2パーセント、26～30人が25.2パーセント、31～35人が38.7パーセント、36～40人が18.9パーセントとなっております。

参考として、都内公立小学校全体における第1学年の学級の児童数も調べております。小学校第1学年の学級数は全体で3,006学級ございますが、そのうち20人までの学級が3.3パーセント、21～25人が9.0パーセント、26～30人が28パーセント、31～35人が39.0パーセント、36～40人が20.3パーセントとなっております。左右のグラフは

ほぼ同様な傾向を示しておりますが、20人までの学級と21～25人の学級での不適応状況の発生が、全都平均の右側と比べますと若干多いことが読み取れると思います。ただ、これについても、因果関係についてさらに詳細な調査を行っていく必要があると考えております。

下段は平成21年度調査です。ほぼ同様の傾向を示しております。

資料3枚目を御覧ください。

この調査は中学校に対して質問をしたものです。よく言われることですが、中学校への進学を控えた小学生にとって、中学校では勉強が難しくなるのではないかと、上級生が大人で非常に怖いのではないかとといったイメージがあるようです。また、中学校へ入学してからの不登校が増えるなど、中学校入学時のギャップを乗り越えられない生徒がいることが指摘されており、これがいわゆる中1ギャップと呼ばれております。中学校1年生が、入学後の環境の変化により、学習面や友人関係、生活などに関する不安やストレスをもつ状況が報告されておりますので、これに焦点を当てて調査しました。

調査対象は、都内公立中学校第1学年生徒です。加配措置が行われている学校の全生徒及び各区市町村から1校を抽出し、さらにその1校から1学級を抽出した生徒に対して質問紙調査を行いました。調査回数・時期は、年2回、7月と1月です。調査内容は、入学前・入学3か月後、入学9か月後の不安の有無と不安の内容等についてです。

「1 入学前・入学3か月後・入学9か月後の不安の有無」ですが、(1)及び(2)については平成21年度調査との対比で、下段に平成21年度調査のグラフを入れております。

(1)として、入学前の不安の有無については、母数は7,593人ですが、そのうちの78.4パーセント、5,951人ぐらいの中学校1年生が入学前に不安をもっていました。平成21年度は80.8パーセントで、おおむね同じような状況です。

なお、不安が「たくさんあった」、「少しあった」というのが黒い網掛けになっております。

(2)として、入学3か月後の不安の有無ですが、平成22年度調査においては、3

か月たった段階で不安がどうなったかという、「たくさんある」、「少しある」という割合が59.3パーセントです。入学前の不安が78.4パーセントで、3か月後が59.3パーセントですので、19.1ポイント減少しております。しかしながら、平成21年度の減少率に比べると、平成22年度の不安をもっている中学校1年生はやや多いと考えられます。これについては様々な理由があり、断定的には言えませんが、新学習指導要領への移行措置が始まり、学習がかなり難しくなってくるといったことが反映されているのではないかと考えます。

(3)として、入学9か月後の不安の有無は、今回初めて1月に調査をしたものです。グラフを御覧いただきますと、64.7パーセントの中学校1年生が不安をもっています。平成22年度は、入学前が78.4パーセント、入学3か月後が59.3パーセント、そして9か月後が64.7パーセントと、不安をもつ割合が増えております。入学3か月後との対比で5.4ポイント増加しています。この理由については、入学前に生徒が抱いていた不安は、入学後に中学校生活を経験することで一度減少していきませんが、さらに中学校生活を経験していくにつれて、現実を理解するなど、自分の今後について考えるようになることなどで新たな不安が生じてきているのではないかと考えます。入学9か月後である1月は、中学校第2学年に入る助走期で、2年生になってどうなのかという不安が若干増えてくるのかと思います。

「**2**」『学習』『友達関係』『生活』ごとの不安の有無は、それぞれの項目に分けて調査を行いました。(1)が「学習」、(2)が「友達関係」、(3)が「生活」です。3つのグラフがありますが、それぞれ入学前、入学3か月後、入学9か月後を示しております。

(1)として、「学習」に関する入学前・入学3か月後・入学9か月後の不安の有無ですが、入学前は、「たくさんあった(ある)」17.4パーセントと「少しあった(ある)」49.3パーセントを合わせた66.7パーセントの生徒が、学習に関する不安を抱いていました。学習に関する不安は、勉強が難しいのではないかと、ついていけないのではないかと、定期考査というのとはどのようなものなのか、試験が難しいのではないかとといった不安であり、入学前は66.7パーセントの中学校1年生がもっていましたが、3か月後には、「たくさんあった(ある)」、「少しあった(ある)」をたして

49.7パーセントで、17ポイント減少しております。しかしながら、9か月後には、57.9パーセントにまた上がっております。これは自分の学力の程が、だんだん現実を理解して分かってきて、今後どのようにしていったらいいのかという不安や、上級学年に進むことについての学習面での不安が出てきたのではないかと思います。

(2)として、「友達関係」に関する入学前・入学3か月後・入学9か月後の不安の有無ですが、これは比較的下降していて、最初は多かったのですが、9か月後には非常に少なくなっています。入学前48.8パーセントが、入学3か月後で17.6パーセントになり、入学9か月後で15.1パーセントになっております。友達関係は日頃の学校生活の中で培われていきますので、経験をすればするほど友達関係に関する不安はなくなっていると考えております。

(3)として、「生活」に関する入学前・入学3か月後・入学9か月後の不安の有無ですが、「たくさんあった(ある)」、「少しあった(ある)」は、入学前が40.1パーセント、入学3か月後が24.2パーセントとかなり減少し、入学9か月後に25.6パーセントと若干上昇しております。

資料4枚目を御覧ください。

「**3**」入学3か月後の新たな不安の発生状況」は、入学前に「不安あり」、「不安なし」と回答した生徒の入学3か月後の不安の有無を、「学習」、「友達関係」、「生活」についてまとめたものです。なお、右側の参考は平成21年度の調査です。

入学前に「不安なし」と回答した生徒のうち、3か月後に新たに不安が発生したと回答した生徒は、「学習」で24.0パーセント、「友達関係」で7.2パーセント、「生活」で9.6パーセントとなっております。個別に見ていきますと、「学習」については、入学前66.7パーセントの生徒が「不安あり」と答えておりましたが、入学3か月後の段階で不安が解消され、「不安なし」と回答した生徒はその中の37.3パーセントでした。ただ、依然として「不安あり」が62.7パーセントあります。入学前は「不安なし」であった32.8パーセントの中学校1年生を3か月後に見た場合、新たな不安が生じて「不安あり」と回答した生徒が24.0パーセントでした。「友達関係」についても同様な傾向がありますが、不安が解消して「不安なし」という回答が71.4パーセント、不安がなかったのに、新たな不安が生じて「不安あり」と回答した生徒が7.2パ

一セントでした。「生活」では、入学前「不安あり」の40.1パーセントの生徒の中で、不安が解消して「不安なし」と回答した生徒が54.1パーセントになっております。しかしながら、不安がなかった生徒で新たに「不安あり」と答えた生徒が9.6パーセントいるという状況です。

こうした小1問題・中1ギャップの調査については、平成21年度に続き平成22年度も行いましたが、今後も継続して行っていきたいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 いかがでございましょうか。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

【内館委員】 資料2枚目のところで、経験30年以上のベテランの先生の担任する学級での不適応状況の発生割合が意外と高くなっています。これは、もちろんまだ調査して間もないですが、ベテランになれば良い指導ができるのではないかと思います。どうしてこのような傾向なのでしょう。

【指導部長】 私ども少し意外に感じております。実は小学校1年生の担任には、小学校としてはできるだけベテランの教員を配置していきたいと思っております。つまり、幼稚園や保育所から小学校1年生に入学してまいりますので、きちんと子供たちを扱える、丁寧に母親のように包み込むことができるベテランの教員を配置する傾向が多くあります。こういったことからベテランの先生が配置されるのですが、ベテランの先生では、なかなか現代っ子に対応できない部分があるということも考えられます。いろいろな原因があると思います。

【内館委員】 何となく包み込むより、2年目以上5年目未満といったお兄さんやお姉さんのような人の方が良いという気がします。現実にこの数字でしたので、少し驚きました。あと、ベテランの先生は技術に走っているということはありませんか。

【指導部長】 そういった点も否めないかと思えます。

【内館委員】 今後何か対策をするのですか。

【指導部長】 小1問題・中1ギャップにつきましては、今年度、加配教員を入れて対応を図っております。加配教員の効果検証も併せて、これからまた御報告いたしますが、今後も調査しながら相関を調べていきたいと考えております。

【内館委員】 分かりました。

【瀬古委員】 過去にこういう調査はあるのですか。

【指導部長】 平成21年度に初めて調査し、今回で2回目です。

【瀬古委員】 このようなことは今も昔も当たり前ではないのですか。昔、私もすごく不安でしたし、それでもうまくやりながら来られたのですが、今は、このように加配しなければ駄目だという状況にまでなっているのですか。

【指導部長】 確かに瀬古委員のおっしゃるように、かつて今も同じなのかもしれないと思う反面、その悩みやストレスがどの辺にあるのかというのは、今は若干違うのではないかと思います。したがって、不安やストレスについてさらに詳細に分析をしていかないときちんとした結論は言えませんが、全体的な傾向としては、確かに入学前に不安を抱いていて、入学すれば不安が減少していきます。ただ、そのようなことを客観的にデータで裏付ける調査も必要だということで行いました。今後も行っていますが、さらにその不安やストレスがどの辺りにあるのかについてもきちんと分析し、それが生徒の問題なのか、あるいは学校の組織、体制の問題なのか、あるいは教員の課題なのか、様々あるかと思しますので、そのようなところについて踏み込んで調査を行っていきたいと考えております。

【委員長】 やはり社会性が身につけていないということですね。瀬古委員が小学生だった頃は、少々何かあってもへこたれない子供が多かったので、こういう問題は社会全体としては小さかったと思います。今は非常にストレスに弱くなっていますから、そういう状況では、国なり地方公共団体がケアしていかないといけないということになっているのだと思います。

【瀬古委員】 ますます弱くなってしまいます。

【委員長】 おっしゃるとおりです。ですから、何か国として考えていかなければということなのです。

【内館委員】 今回の地震の大変な中で、若い子供たちがあまりにしっかりしていて、日本中が驚きました。例えば老人を思いやることや、きちんと並ぶことはもちろんですが、ツイッターで結構話題になったのが、老人が避難所で、「これから先、私たちはどうなるのだろう」とうなだれていたら、高校生の男の子が、「僕らが大人に

なったら、必ず元に戻すから」と言って背中をさすったなどということ、あまりに日本の若い子たちがしっかりしているので、皆びっくりしました。そういうことを考えたときに、私はその理由が、例えば小1問題や中1ギャップなども考えながら、きめ細かく、よりストレスに弱くなるのではないかという危惧をもちながらも、前へ前へときちんと教育をしたせいなのか、それともそうではないのか、この理由は一体何なのだろうかと思います。

【委員長】 インターンシップは、アメリカで始まったのですが、現実の社会を見せることによって社会性を身に付けさせるというのが狙いです。今回の震災では、現場を見て、自ら行動せざるを得なくなっている。そういう教育をしていかなければいけないということです。よく言われることですが、遊びや仲間同士の触れ合いが減ったことがストレスに弱くなったという事情に結び付いていて、集団の中で、仲間がそばにいる環境では、子供は本来の姿を見せるのではないのでしょうか。

【内館委員】 ということは、やはりある程度きめ細かく行っていくことは必要ですね。

【委員長】 教育の方法でしょうね。フィンランドが行っているような、実際の世の中を見せるということ、今後、日本の教育の中にも取り入れていかなければいけません。

これは難しい質問だと思いますが、現実には不適應状況が起きている238校について調べたということですが、どのような学校で起きているのか、起きているところはずっと引き続き起きているのか、それとも、突発的にランダムに起きるのか、それをきちんと調べることは大切だと思いますので、是非お願いします。この問題は、以前も私が質問しましたし、今、内館委員も質問されましたが、ある学校では頻繁に不適應状況が起きるので、その手当てとして、30年以上の経験のあるベテランの先生を1年生に配置した結果、このような統計値が出てきたのかもしれませんが。ですから、学校単位でどのくらい起きているか調べる必要があります。学校数としては238校ですが、複数の学級で起きているところもあります。ですから、問題は、繰り返し起きている学校がどのくらいあるかということです。1年、2年間の調査では分かりませんので、ずっと追跡調査をしていく必要があるのではないのでしょうか。起きている学校

と起きない学校と、どうしても子供たち、学校の地域の特性がありますから、その辺も詳しく調べていただくと良いと思います。

【指導部長】 その辺も課題として承らせていただきます。詳細にそういった分析もしていかなければいけないと考えております。

【委員長】 今の内館委員の御質問のページの「3 適応状況が発生した小学校における第1学年学級別学校数の割合」ですが、21.4パーセントは何校になりますか。

【指導部長】 238校中の51校です。

【委員長】 次の39.5パーセントは何校ですか。

【指導部長】 94校です。3学級が、238校中の29.4パーセントで70校、4学級以上が、238校中の8.8パーセントで21校です。

【委員長】 分かりました。これは非常に重要な調査だと思います。いろいろな問題があって、今、内館委員が御指摘の教職経験30年以上という問題、それから、中学1年生の不安が9か月たったときにまた増えている点なども重要です。これが有意な差かどうかというのはなかなか難しいのですが、その辺の分析は、今後、是非慎重かつ詳細にお願いしたいと思います。あまり学校に負担をかけるといけません、よろしくをお願いします。

【指導部長】 承知いたしました。

【瀬古委員】 地域によって多い少ないという違いがあるのですか。

【指導部長】 そういった切り口で調査することも必要だと考えておりますが、今回は、そういった切り口では調査はしておりません。

【委員長】 よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、本件については報告として承ったということにさせていただきます。大変大切な問題ですので、今後とも引き続きよろしくをお願いしたいと存じます。

(2) 小1問題・中1ギャップの予防・解決のための「教員加配に関わる効果検証」に関する調査の結果について

【委員長】 報告事項(2)小1問題・中1ギャップの予防・解決のための「教員

加配に関わる効果検証」に関する調査の結果について、説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 報告事項（２）小１問題・中１ギャップの予防・解決のための「教員加配に関わる効果検証」に関する調査の結果について御説明します。

平成22年度に小１問題・中１ギャップの予防・解決のために教員を加配した小学校は53校、加配教員の数は53名です。中学校は40校、加配教員の数は52名です。この効果検証を行うために本調査を行いました。調査に当たっては、効果検証の検討委員会を立ち上げ、具体的な調査内容や調査結果に基づき分析を行いました。今般、調査報告書をまとめ上げましたので、本日、御報告いたします。

なお、調査報告書の冊子は非常に分厚いものですので、本日は、A3判の資料4枚で御説明したいと思います。今回は、小学校の教員加配校53校における観察調査を20校、52学級で行いましたが、この観察調査の結果と、教員加配校に対する聞き取り調査・質問紙調査の結果の概要を中心に御説明します。

資料1枚目を御覧ください。

本調査は観察調査で、調査対象は、加配措置を受けた小学校53校のうち20校、全52学級です。調査回数・時期は年17回、4月から6月は毎月3回、7月と9月、11月は毎月2回、平成22年4月13日から11月30日まで行いました。調査方法は、委託業者の観察員2名による観察です。

資料4枚目を御覧ください。

「小1問題の予防・解決のための教員加配に関わる効果検証『観察調査』調査票」です。小学校53校のうち、東京都教育委員会で地域性あるいは学級規模等を考慮して抽出した20校、52学級について、委託業者から派遣された観察員2名が、この調査票に基づいて実際の授業を計17回観察し、小1問題があるかどうか、児童の行動特性に関する調査を行いました。

調査項目の1番「突然立ち上がるなど、じっとしていない児童がいる。」から、15番「教師の指示とは異なる活動をする児童がいる。」までの15項目について、観察員2名が同じ学級に入り、前半、中盤、後半と45分の授業を3区分して、例えば1番の「突然立ち上がるなど、じっとしていない児童」が前半で4名、中盤で3名、後半で

2名といった確認をしながら、点線の四角形の中に示した評価基準に基づいてポイントを入れていく仕組みをとりました。今申し上げた例のように、「突然立ち上がるなど、じっとしていない児童」が前半で4名であれば、「児童が4名以上いる。」という状況4で、4点が入ります。

同じように、中盤で突然立ち上がる児童が3名であれば、「児童が2～3名いる。」という評価基準の状況3で、3点を付与します。後半にそういった児童が2名いたとすると、状況3で3点を付与いたします。

このように15項目を前半、中盤、後半に分けて調査し、ポイントを入れていきます。評価基準での状況1というのは、こういった調査項目に該当する「児童はいない」というものです。したがって、調査項目1番から15番まで、前半、中盤、後半とも該当する児童が全くいない学級では、この45の升目に1が入り、合計が45ポイントとなります。

全ての項目において状況2であれば、45の升目に2が入り、90ポイントとなります。状況3であれば、同じように135ポイント。状況4であれば、これがマックスですが、180ポイントとなります。このように子供たちの実際の行動特性について、東京都教育委員会の指示と仕様に基づいて観察員が観察をして、ポイントを入れていきます。併せて、そのときの児童の様子、あるいは教師がどう対応したかについても記入できる調査票を作成しました。

資料1枚目にお戻りください。

20校全52学級の月ごとの平均値の変動をとったものが、「**1** 全52学級の平均値の変動」のグラフです。横軸が4月から11月までの軸で、縦軸が、今、御説明したポイントです。縦軸は49ポイントから57ポイントで示しておりますが、この57ポイントというのは、先程評価基準で御説明したように、15項目のうち11項目で状況1、つまり該当児童がなく、残りの4項目で状況2の児童が45分間続いた場合に57ポイントとなります。この縦軸のマックスの57ポイントは、そのような状況であることをお含みおきください。このグラフは、だんだん4月から10月までにかけて合計ポイントが減少しております。調査対象の52学級を見る限りでは、課題の見られる状況が、加配教員が入ったことにより減少していることが読み取れるかと思えます。

7月から9月まではフラットになっております。もう少し分析してみないと判断できませんが、間に夏季休業が入っているためではないかと思えます。10月、11月は約52ポイントですが、15項目のうち13項目で該当なし、残りの2項目で状況2が45分間続いていると51ポイントとなりますので、このような状況になっております。10月から11月にかけて0.3ポイント上がっておりますが、ほぼ同様の傾向であり、10月の段階で一定の程度まで課題が解消されてきたものと考えております。

「**2** 各学級の分布状況の変動」は、52学級の月ごとの分布状況の変動について示しております。点線の四角形の中に示しているように、一月につき3回、7月以降は一月につき2回実施した観察で、全52学級のポイントがどの範囲に位置するかを示しております。4月から6月までは、52学級に対して月3回の観察を行っておりますので、156学級が総数となります。7月以降は月2回の観察を行いましたので、104学級が総数となります。

4月のグラフで御説明します。縦軸が学級数、横軸がポイントです。45～50が32学級、50～55が47学級、55～60が37学級、60～65が21学級、65～70が7学級、70～75が9学級、75～80が2学級、80～85は1学級です。例えば75ポイントというのは、10項目に該当なしで、5項目で状況3の状況が45分間続いた学級ということです。5月のグラフを御覧いただくと、その傾向はポイント数が低い方、左側の方にだんだんずれていくということが読み取れます。6月になっても同様な傾向にあります。7月以降、9月、10月、11月についても同様な傾向を示しています。4月から11月にかけて分布が全体的に左寄り、すなわちポイントの小さい範囲にシフトしておりますので、課題が全体的に減少してきていると考えます。

合計ポイントが最も大きい学級に注目しますと、7月は85～90が1学級ありました。ちなみに90ポイントというのは、10項目に該当なしで、5項目で状況4が45分間続いているような学級です。9月になるとその学級がなくなり、10月になると、9月にあった75～80という学級もなくなり、11月には、10月にあった70～75という学級もなくなっています。このように読み取っていただければと思います。

報告書の82ページを御覧ください。

今、全52学級について御紹介しておりますが、全52学級の月別の平均ポイントの一

覧を載せております。御覧いただくと分かるように、20番や32番、34番の学級は、各月のポイント数が非常に高いです。32番の学級では、6月のポイントが80ポイントまで跳ね上がっております。34番の学級も、合計ポイントが非常に高い学級です。しかしながら、28番や39番、41番はポイント数が45に近いところを推移しており、月による変動はありますが、観察調査を行った結果、該当児童が少ない学級でありました。このように個別に見た表がございますが、A3判の資料には落とし込んでおりませんでしたので、今、御紹介しました。

資料2枚目を御覧ください。

教員加配を受ける際に、各学校で加配教員の活用方法を選べる仕組みをとりました。学級規模を縮小する方法、つまり学級数を一つ増やして1学級当たりの児童数を少なくする方法と、T Tや少人数指導を行う、つまり学級数はそのままにしておいて、T Tや少人数指導を行って加配教員をその中に入れていく方法の二つから選択できるようにしました。

「3 学級規模縮小選択校とT T等選択校の比較」ですが、(1)として、学級規模(児童数)ごとの平均値の変動を示しております。この表の読み方ですが、1学級の児童数20名、活用方法・学級規模縮小、該当学級12学級となっておりますのは、従来であれば40人の児童がいて1学級となるところを、加配を受けて20名と20名の2つの学級とした学校が6校ということです。6校掛ける2学級で12学級です。中央の欄の1学級の児童数26・27名というのも、活用方法は学級規模縮小であります。従来であれば、80名の児童数で2学級になりますが、それを例えば一つの学級は26名にし、あとの2つの学級は27名にして、本来ならば2学級となるところを3学級にした学級のことを表しております。合計で10校、30学級ございます。1学級の児童数40名、活用方法・T T等というのは、先程申し上げたように、学級規模を縮小せずに、加配された教員をT Tとして使うといった学校で、4校、10学級ございます。

横に月ごとのポイント数を示しましたが、この表では分かりにくいので、下段にグラフで示しております。■は、今申し上げた2学級を3学級にしたところですが、4月は57.8ポイントだったものが、順に下がっていき、9月は少し跳ね上がっております。その後、52.5ポイント、52.6ポイントとなっており、この三つのパターンの学級

の中では比較的ポイントが高い。つまり減少はしているものの不安定な状況があって、他の二つのパターンと比べると一番高いということです。◆は、40名の学級を20名ずつ2学級に分割したところで、最初が53.9ポイントから始まり、若干高くなったところがありますが、下降していった、また11月に少し跳ね上がっております。▲はT T等の学級です。4月に52.8ポイントだったものが、5月に少し上がっておりますが、順次下降しています。

これは単年度の調査で、学校数は20校です。40名のものを20名・20名にしたのは12学級です。2学級を3学級にしたのは30学級です。T T等については、10学級しか調査しておりません。母数は少ないですが、全体的な傾向としては、T T等を活用した学級では、月によって上下しますが、不安定さが一番低いということが読み取れると思います。ただ、今回初めて調査を行ったものですので、来年度以降も調査を続けて、さらなる調査・分析をしていきたいと思っております。

(2) として、各学級の分布状況の変動ですが、学級規模ごとのポイント数の分布状況を、調査開始月である4月と調査終了月である11月とで比較したものです。今、申し上げた区分で、児童数40名を20名・20名で2つにした学級規模縮小選択校がアのグラフです。2学級のものを、児童数26名・27名・27名と3学級にしたものがイのグラフです。T T等選択校がウのグラフです。御覧いただいて分かるように、調査開始月から調査終了月までにおいて、右と左を比較すると、いずれも山が左側に寄ってきておりますが、T T等選択校が比較的不安定さが少ないという状況が読み取れるかと思えます。

資料3枚目を御覧ください。

こちらは観察調査ではなく、全ての加配措置を受けた小学校53校、中学校40校の校長に聞き取り調査・質問紙調査を行ったものです。概要を示してありますが、小学校については報告書の94ページから97ページまで、100ページから106ページまでに掲載されております。中学校については、報告書の135ページから138ページまで及び141ページから147ページまでに詳細が記載されております。A 3判の資料を使って御説明いたします。

加配措置を受けてどのようであったか、実施前と実施後ではどのようであったか、

それぞれ校長、教員及び保護者に意見を聞いております。特に小学校においては、全体的に生活習慣や学習規律についての記述が多く、非常に良くなったという記載が多くございます。例えば、校長の意見の3番目ですが、「入学当初は社会性が不備で、入学前の多様な生活態度の様子が表れ、自由奔放な学校生活を送っていたが、学級の人数が26・27名と少ないために個々への指導が充実したことで、生活リズムが整い、学習のルールも徹底し、望ましい学校生活が送れるようになってきている。」という記載がございます。これは学校規模縮小選択校です。

4番目、「入学当初から『トイレや水飲みの使い方』など、身に付いている生活習慣の個人差は非常に大きい。その一つ一つについて複数の教員で指導に当たることができ、一人一人の児童の生活習慣の確立につながっている。また、事故発生や無断欠席の対応など、役割分担して対応や指導に当たることができる。」という記載がございます。こちらはT T等選択校です。

教員の意見の2番目ですが、「昨年の1年生（1学級40名に教育的配慮や支援を要する児童が3名）に比べて、対応が大変しやすい。加配の効果は大きい。」と、以前の状況との違いについて教員が意見を述べております。

さらに6番目、「1年生は個別指導が特に必要な学年であるが、児童は個別指導を受けるまで長い時間を待たないですむ。さらに、児童数が少ないので、担任は学級全体を掌握しやすい。」という、児童の実態に基づいた意見もございました。

保護者の意見の1番目には、「4年前、1年生が80名で2学級だったときに混乱していたことが、現在、保護者の中で話題になっている。」という、今年と比較して良かったという意見もございました。

次に、中学校です。中学校においては、特に生徒理解や特別な配慮を必要とする生徒への対応に関する意見が多くございました。

校長の意見の3番目には、「小学校から中学校へ進学する際に、生徒が抱く悩みや不安、不適応状態に対して、学級担任による面談や家庭訪問の機会が増し、よりきめ細かな対応が可能となる。その結果、いじめや不登校等の減少につながると思われる。」という意見がございました。これは学級規模縮小選択校です。

校長の意見の5番目ですが、「ここ3年間では、現時点で最も落ち着いた学校生活

を送ることができている。学年主任を中心とした第1学年の教員の指導体制が整い、丁寧な指導が定着したためと考えられる。」という記載がございます。これはTT等選択校です。

教員の意見の4番目には、「学級の生徒数が少ないことで、個人面談の一人当たりの時間が増え、生徒理解に有効であった。また、生徒の変容を見過ごすことが少なくなり、いじめ等の対応に有効であった。」という記載が、さらに教員の意見の7番目には、「学年の教員が1名増となったため、生徒と触れ合う時間の増加、突発的な問題への対応が充実した。不登校生徒への対応に関しても効果は上がっている。」という記載がございました。

保護者の意見の5番目には、「登校をしぶるようになっていた生徒に対して、加配教員が毎朝、面談や学習支援を行ってくれたので、3学期は教室に登校できるようになった。」という意見がございました。

このような質問紙調査・聞き取り調査について、今後も、きちんとした効果検証を行っていきたいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 いかがでございましょうか。東京都が率先して行ったことに対して、どのような結果になっているかという調査はまだ始まったばかりではありますが、ただいまの御説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

【瀬古委員】 小学校と中学校のいろいろなことが書いてありますが、良いことしか書いてありません。悪いことはないのですか。

【指導部長】 平成22年度に初めて教員加配を行いましたので、該当校においては、この制度はいつまで続いてくれるのだろうか、できれば長くこのような制度を東京都教育委員会の方で用意していただきたいが、まだ先が見えていないことで不安な面がある、という意見も多数ございました。

【委員長】 これには大変な資金を使っているのですから、その効果についてはきちんと評価していくということが必要です。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては報告として承ったということにさせていただきます。学校にロードをかけるのであまり言いたくないのですが、相当のお金を

使っていますので、くどいようですが、調査についてはよろしくお願いいたします。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

4月14日(木) 午前10時 教育委員会室

4月28日(木) 午前10時 教育委員会室

(2) 教育委員会臨時会の開催

3月30日(水) 午前10時 教育委員会室

(3) 教育施策連絡会

4月 8日(金) 午後2時 都庁大会議場

4月12日(火) 午後1時45分 中野サンプラザ

【委員長】 それでは、教育政策課長、今後の日程をお願いします。

【教育政策課長】 今後の日程について御案内申し上げます。

教育委員会定例会でございますが、次回は4月14日木曜日、次々回は4月28日木曜日、いずれも時間は午前10時から、場所は教育委員会室を予定しております。

次に、平成23年度教育施策連絡会でございますが、区市町村教育委員対象のものは4月8日金曜日、午後2時から、場所は都庁大会議室を予定しております。公立学校長対象のものは4月12日火曜日、午後1時45分から、場所は中野サンプラザを予定しております。

教育委員会臨時会でございますが、3月30日水曜日、午前10時から、場所は教育委員会室を予定しております。臨時会の議題につきましては、人事等に関する案件のみでございます。

以上でございます。

【委員長】 ただいま御説明いただきましたとおり、3月30日水曜日、午前10時から臨時会を行います。臨時会は、人事等に関する案件の審議のみということですので、非公開とさせていただくことを本日決定したいと思っておりますが、よろしゅうござい

ますか。——〈異議なし〉——それでは、3月30日の臨時会是非公開とさせていただきます。

それでは、非公開の審議に移ります。

(午前10時52分)

